○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**青森地方検察庁**一）　三
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**札幌地方検察庁**一）　四
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**函館地方検察庁**一）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**釧路地方検察庁**一）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**旭川地方検察庁**一）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**高松地方検察庁**一）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**徳島地方検察庁**一）

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**高知地方検察庁**一）　四
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**松山地方検察庁**一）　五
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**公安審査委**一）
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**公安調査庁**一）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）
○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**同**二）
○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**三）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**四）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**五）　二
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**六）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**七）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件（**同**八）　四
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（**同**九）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、オーストリア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**経済産業**五七）　五
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、アゼルバイジャン共和国の紋章を指定した件（**同**五八）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ブラジル連邦共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**五九）　六

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、スイス連邦が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六〇）　六
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、キプロス共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六一）　七〇
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、チェコ共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六二）　七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、デンマーク王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六三）　七三
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、フィンランド共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六四）　七四
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六五）　七五
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ハンガリー共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六六）　七七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、アイルランドが用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**六七）　七九

（以下次のページへ続く）